公告　第105号
令和7年3月1日

被　保　険　者　各　位

愛知県医療健康保険組合
理事長　　岡山　政由

令和7年度任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条の規程による任意継続被保険者の保険料算定にかかわる標準報酬月額を、下記のとおりお知らせいたします。

記

令和 7 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額については、次のいずれか低い額をもってその者の標準報酬月額とする。

1. 当該被保険者が、資格を喪失した時の標準報酬月額
2. 令和 6 年 9 月 30 日における、全被保険者の同月の標準報酬月額の平均値である357,763円を基礎とみなした場合の標準報酬月額　360,000円（25等級）

適用年月：令和7年4月1日から令和8年3月31日

以上